

人権擁護委員の委嘱について

町民課 内線213

1月1日付けで、法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき委嘱された相談パートナーです。暮らしの中の悩みや心配ごと、困りごとのある方は、是非、お近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、相談内容の秘密は固く守られます。相談ご希望の方は、お近くの法務局または町へお問い合わせください。



▲長瀬和美さん (上大野)

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の皆様へ

保健福祉課 内線612

旧軍人等で恩給等を受けていない恩給欠格者、戦後、ソ連やモン

ゴルに強制抑留された者、終戦に伴い本邦以外の地域から引揚げられた者、これら「ご本人」に、慰藉の念を表すため、内閣総理大臣名の「特別慰労品」を贈呈していただきます。過去に内閣総理大臣名の書状を受けた方、書状を受ける資格があつたにもかかわらず、請求されていない方も対象です。請求書は、保健福祉課の窓口にあります。請求期間は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までです。資格要件などのお問い合わせは、次の独立行政法人平和祈念事業特別基金まで。

無料電話

0120・234・933

(月)金9時15分〜17時15分、
土日休)

高月温泉入浴料金改定のお知らせ

産業課 内線268

高月温泉では開業以来、入浴料金を据え置いていましたが、昨今の燃料費の高騰に伴い、値上げを

余儀なくされました。誠に勝手ながら平成20年2月1日(金)から次のとおり料金を改定させていただきます。

◇大人	300円	→	350円
◇小人	150円	→	200円
◇町内の70歳以上の方・障害者手帳をお持ちの方など	150円	→	200円
◇回数券(大人)	3,000円	→	3,500円
◇回数券(小人)	1,500円	→	2,000円

催眠(SF)商法にご用心

産業課 内線268

催眠(SF)商法とは

「新商品・新店舗の紹介」「特売セールスのチラシ」「景品引換券」などと偽って特設会場に人を集め、日用雑貨などを次々と無料・格安で配って雰囲気盛り上げ、「もらわないと損、買わないと損」という一種の催眠状態に陥らせ、最終的には高額な商品売りつける手口です。

健康に不安を抱いている高齢者が健康に関する講話を聞いているうちに、優しく接してくれる販売員を信じてしまい、効効果の根拠も無い高額な健康機器を買わされてしまうなど、特に高齢者に被害の多い商法です。

空き店舗や集会所、スーパーの駐車場の仮設テントなどを会場にし、販売期間が短いために業者の所在がはつきりせず、返品できないなどのトラブルが起りやすいのです。

主な商品

羽毛布団、健康食品、健康機器、磁気ネックレスなど

予防と対策

- ・ 会場に行かない・近づかないことが一番です。
- ・ 「ただより高いものは無い」の言葉どおり「無料・格安」は要注意です。
- ・ 契約書を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフ(契約解除)ができます。
- ・ 高齢者だけが店舗前などで並んで待っている時は注意を促しま